

和歌山県中小企業成長促進事業

和歌山県では、原材料費の高騰や人材不足など厳しい経営環境が続く中、業務の省力化や効率化を図るための設備投資を行い、持続的な賃上げ実現を目指す中小企業等を積極的に支援します。

I. 和歌山県中小企業成長促進補助金

- 対象者 和歌山県内に事業所を有する中小企業者等（みなし大企業を除く）
- 補助金額 100万円～1,000万円
- 補助率 3分の2以内
- 対象経費 生産性向上に資する機械装置、システム導入等の設備投資に要する経費
- 要件 3年間の計画で「付加価値額」と「賃金」の向上を目指すこと
※付加価値額年率平均3%以上増、一人当たりの給与支給額年率平均1.5%以上増

自動包装機の導入

手作業で行っていた包装工程を自動化し、生産スピードを2倍に。生み出された余力を検品作業に充てることで品質向上。

在庫管理システムの構築

在庫管理と発注システムを導入。棚卸時間を大幅削減。その時間を接客に充てることで、サービスの質も向上。

最新型厨房機器の導入

短時間で調理可能なオープン等への更新。提供時間の短縮とメニューの多様化で客単価アップを実現。

II. 和歌山県原材料費高騰対応経営支援補助金

- 補助対象 I.の交付決定を受け、生産性向上に取り組む事業者の原材料購入
- 補助金額 令和7年からの価格高騰相当額×購入数量×1/2
- 補助上限 I.の確定額の1/5（I.の補助金額と合計で1,000万円の範囲内）

受付期間

令和8年 5月18日(月) ～ 7月31日(金)



申請には商工会・商工会議所の「確認書」が必要です。
まずはお近くの商工会・商工会議所へご相談ください。

▼ 補助事業の流れは裏面をご覧ください ▼

補助事業の流れ

01 商工会・商工会議所へ相談

まずは商工会・商工会議所に相談。
要件確認や経営状況のヒアリングを行います。

※申請の2週間前までに
相談を開始してください。

02 事業計画の策定（伴走支援）

商工会・商工会議所の支援を受けながら、「補助事業計画書」を策定します。

03 「確認書」の発行

「補助事業計画書」の策定完了後、商工会・商工会議所から申請に必要な「確認書」が発行されます。(発行に約1週間)

04 提出先へメールで申請

必要書類をすべてPDF化し、指定のアドレスへ提出。

05 交付決定・事業実施

「交付決定通知書」受領後に、契約・発注・支払いを行ってください。

06 実績報告

事業完了後30日以内に「実績報告書」を提出。審査を経て補助金額が確定します。

07 補助金受領

「補助金交付請求書」を提出。確認を経て補助金が入金されます。

【重要説明事項】 申請前に必ずご確認ください

- 交付決定前の着手禁止：交付決定通知が届く前の契約・発注・支払いは補助対象になりません。
- 実績報告の厳守：定められた期日までに報告がない場合、補助金は受け取れません。
- 財産の処分制限：導入設備を期間内に売却・廃棄・県外移設等する場合は、県の事前承認が必要です。
- 5年間の書類保存：検査等に対応できるよう、関係書類は事業完了後5年間保存してください。

申請書類等は県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00221813.html>

